

各資格における口腔機能の向上のサービスの実施内容

		医師	歯科医師	看護職員	言語聴覚士	歯科衛生士	
対象者						歯科疾患 を有する者	一般の 健康人
介護予防 通所介護	日常的な 口腔清掃の 介助	-	-	療養上 の世話	助言、指導 その他の 援助	歯科 保健指導	歯科 保健指導
		-	-	-	-	主治の歯科 医師の指示	地元等の 歯科医師と 連携
	摂食・嚥下 機能訓練	-	-	訓練	訓練	訓練	訓練
		-	-	-	-	主治の歯科 医師の指示	地元等の 歯科医師と 連携
介護予防 通所リハビ リテーション	日常的な 口腔清掃の 介助	-	-	療養上 の世話	助言、指導 その他の 援助	歯科 保健指導	歯科 保健指導
		-	-	-	-	主治の歯科 医師の指示	地元等の 歯科医師と 連携
	摂食・嚥下 機能訓練 及び リハビリテ ーション	リハビリ	リハビリ	リハビリ	リハビリ	訓練	訓練
				医師、歯科 医師の指示	医師、歯科 医師の指示	主治の歯科 医師の指示	地元等の 歯科医師と 連携

5.2.3. サービス実施期間

3ヶ月を1実施期間としてサービスを提供する^{文献51)}。

5.2.4. 実施設備、実施場所等

通所系サービスに関しては、現行の通所介護及び通所リハビリテーションの食堂及び機能訓練室等のスペースを利用する。口腔清掃の指導等を実施するにあたっては、実施スペースに水道設備（洗面台等）があることが望ましい。

居宅で実施する場合でも、水道設備（洗面台等）の近い場所であることが望ましい。

5.2.5. 実施内容

実施内容の概要は以下のとおり。

- 1) 二次アセスメント（事前のアセスメント）
- 2) 介護予防サービス計画の立案
- 3) 介護予防サービス計画の説明と同意
- 4) 口腔機能の向上のサービスの提供
- 5) モニタリング
- 6) 事後のアセスメント
- 7) 地域包括支援センターへの報告

5.3. サービスの実施

5.3.1. 事業者による二次アセスメント（事前のアセスメント）

二次アセスメント（事前のアセスメント）は事業者の歯科衛生士、言語聴覚士、看護職員が行い、利用者の口腔機能の状態を把握し、生活機能拡大のための改善目標を把握する。

二次アセスメント（事前のアセスメント）で用いる評価法には、摂食・嚥下機能や口腔衛生状態に関する問診や客観的評価法がある。これについては、歯科衛生士等が最も使いやすく、利用者の口腔機能の状態を把握できる評価法を選択して使用する。

5.3.2. 計画の作成

口腔機能の向上の介護予防サービス計画は、摂食・嚥下機能と口腔清掃自立支援の2つを柱にして、実施される。

口腔機能の向上の支援は、高齢者が個々の価値観による自己実現を果たす一助となるよう企画する。「家族と一緒に食事がしたい」「孫と遊びたい」「友人と語りたい」など、各高齢者がもつ自己実現を達成するために、口腔機能の向上が有効であると判断されたとき、最も有効で能率的な口腔機能の向上のための支援の計画書が作成される。

また、居宅でも本人が実施できる個人にあわせた内容が盛り込まれたセルフケアプログラムも立案する必要がある。

5.3.3. 介護予防サービス計画の説明と同意

利用者が介護予防サービス計画のサービスをよく理解した上で、参加を利用者が主体

的に選択することは、サービス実施において意欲を高め、自立支援の観点からも重要な要素となる。

説明するに当たっては、利用者にわかりやすい形式で行い、介護予防サービス計画の内容、スケジュール、効果、リスク等を説明し、利用者からの同意を得ることは必要である。

5.3.4. 口腔機能の向上のためのサービス実施

1) サービス実施にあたっての注意点

口腔機能の向上のためのサービスは、高齢者が美味しく、楽しく、安全な食生活を営むことができることを目指して、摂食・嚥下機能の向上、気道感染予防、栄養改善、食べる楽しみの向上を目的として行われる。サービスの内容は、摂食・嚥下機能訓練および口腔衛生の改善・口腔清掃指導から構成される。

サービスは二次アセスメント（事前のアセスメント）にもとづいて作成された介護予防サービス計画に従って行われるが、サービス内容は対象高齢者に個別に計画されなければならないが、実際のサービスはグループで実施しても構わない。しかし、計画されたサービスの内容および実際に施行した日々のサービスの内容は記録しておき、スタッフ間で実施内容の統一を図る必要がある。

サービスの内容は実際にサービスに従事する担当スタッフの技量を十分に考慮して検討する必要がある。間違ったサービスを行い、対象高齢者に不利益をもたらすことは絶対に避けなくてはならない。また、利用者が口腔機能の向上のためのサービスを楽しく実践でき、意欲を高めるような内容が望まれる。

2) 訓練の流れ

サービスは、歯科衛生士等が月1～2回程度実施する「専門的サービス」、介護職員等が利用するたびに毎回実施する「基本的サービス」及び本人が居宅等で実施する「セルフケアプログラム」がある。

① 専門的サービス

〈1〉 健康状態の観察

簡単な問診とバイタルサイン（体温、血圧、心拍数など）を評価して、サービスの実施が可能かどうか判断する。

〈2〉 実施前の説明・指導と環境整備

利用者が居宅で実施してきたセルフケアプログラムをチェックした後、その日のサービスの内容について説明・指導、質疑応答を行う。また、サービスにあたっての環境を整える。

〈3〉 サービスの実施

内容は概ね以下の項目を含むものとする。ただし、サービスの実施場所や担当するスタッフの技量、対象となる高齢者の機能の状態に応じて、柔軟に対応する必要がある。

a) 口腔清掃の自立（摂食・嚥下機能を支えるための口腔清掃）支援

- 口腔衛生状態が良好でない高齢者に対しては、摂食・嚥下機能訓練を行う前に、口腔清掃（歯・口腔粘膜・舌清掃、義歯の清掃の実施、口腔感覚に対する刺激訓練等）を実施し、口腔清掃の自立を支援する。
- b) 咀嚼機能訓練（例：舌・口蓋・歯・歯肉のブラッシング、舌・口唇・頬の訓練、咀嚼の訓練等）
 - c) 構音・発声訓練（例：裏声、発声持続等）
 - d) 嚥下機能訓練（例：息こらえ嚥下訓練、頭部拳上訓練、アイスマッサージ、プッシング法、喉頭拳上訓練等）
 - e) 呼吸法に関する訓練（胸郭の可動域訓練、腹式呼吸訓練、咳嗽訓練等）

※b～eまでの内容を盛り込んだ日常的にできる口腔機能の向上のための訓練（「健口体操」等）の指導も行う。

- f) 食事環境についての指導（食物形態・食事環境（体位やペースを含む）等）

〈4〉 実施後の説明・指導など

その日のサービス内容について問題点の整理や質疑応答、次回までのセルフケアプログラムの指導も行う。

② 基本的サービス

〈1〉 実施前の環境整備

実施してきたセルフケアプログラムをチェックした後、訓練にあたっての環境を整える。

〈2〉 サービスの実施

内容はセルフプログラムを中心とした内容を含むものとする。ただし、サービスの施行場所や担当するスタッフの技量、対象となる高齢者の機能の状態に応じて、柔軟に対応する必要がある。

- a) 口腔清掃の自立（摂食・嚥下機能を支えるための口腔清掃）支援

口腔衛生状態が良好でない高齢者に対しては、摂食・嚥下機能訓練を行う前に、口腔清掃（歯・口腔粘膜・舌清掃、義歯の清掃の実施、口腔感覚に対する刺激訓練等）を実施し、口腔清掃の自立を支援する。

- b) 日常的にできる口腔機能の向上のための訓練（「健口体操」等）の実施

〈3〉 実施後の説明・指導など

その日のサービス内容について問題点の整理や質疑応答も行う。

③ セルフケアプログラム

〈1〉 セルフケアプログラムの実施

内容は対象となる高齢者の機能の状態に応じて、柔軟に対応されたセルフプログラムを中心とした内容とする。

- a) 口腔清掃の自立（摂食・嚥下機能を支えるための口腔清掃）

摂食・嚥下機能訓練を行う前に、口腔清掃（歯・口腔粘膜・舌清掃、義歯の清掃の実施、口腔感覚に対する刺激訓練等）を実施し、口腔清掃の習慣を確立する。

- b) 日常的にできる口腔機能の向上のための訓練（「健口体操」等）の実施

3) 事業所ごとのサービス提供体制

① 概要

〈1〉 介護予防通所介護 (p47~48)

〈2〉 介護予防通所リハビリテーション (p49~50)

② 実施スケジュール例 (p51~52)

実施スケジュールは、参加者のレベルとニーズに合わせて各事業所の担当者が、作成する。実施スケジュール例を示す。

☆ 例 介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション

※ 各一回は、全体で30分程度の訓練を想定した内容である。

5.3.5. モニタリング

サービス実施期間中のモニタリングは、以下のように行う。

- 1) 歯科衛生士、看護師、言語聴覚士により毎回の専門的サービス（月に1回）実施後においてモニタリングを行う。モニタリングする項目は、下記の内容が中心となる。

口腔清掃自立度

口腔衛生指標

口腔機能評価

身体の状況、生活状況の変化の評価

実行性、満足度（自発性）等の効果を評価

※ 2)の介護職員等によるモニタリングの内容も参考にする

この際、二次アセスメント（事前のアセスメント）との比較検討やプランの妥当性の検討も含めて介護予防サービス計画の修正が必要であれば、基本的サービス、専門的サービス、セルフケアプログラム等の修正も含めて行う。

- 2) 每回の基本的サービス実施後に介護職員等がモニタリングを行う。

- ① 繼続と動機付けのためのフィードバック
② 実効性についての確認
③ 満足度、自発性の評価

毎回のサービス実施後の日常での状況などを集団管理用のアセスメント票などを利用してモニタリングし、歯科衛生士等のモニタリングの参考となる情報提供の資料の作成

〈1〉介護予防通所介護

	基本的サービス	専門的サービス
<実施期間>	3ヶ月 毎回	3ヶ月 月1~2回程度
<サービス内容>	<p>①口腔清掃の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○口腔清掃自立支援（習慣性・巧緻性の獲得） ○単なる日常的な口腔清掃（セルフケア）の介助 <p>②日常的にできる口腔機能の向上のための訓練（「健口体操」等）の実施</p> <p>③セルフケアプログラム、介護職員等によるプログラムの実施</p>	<p>①口腔機能の向上の教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○口腔清掃の必要性について ○摂食・嚥下機能の維持、増進的重要性について ○味覚障害の予防法について ○口腔乾燥の予防法について ○気道感染予防について ○低栄養予防について <p>②口腔清掃の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ○口腔・義歯清掃法の習得 ○歯ブラシ、舌ブラシ等の使用方法について ○口腔粘膜清掃法について ○洗口剤、義歯洗浄剤、歯垢染色液、清掃器具（歯間ブラシ、電動歯ブラシ等）の使用法について <p>③口腔清掃の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○口腔清掃自立支援（習慣性・巧緻性の獲得） ○単なる日常的な口腔清掃（セルフケア）の介助 <p>④摂食・嚥下機能に関する機能訓練の指導・実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○咀嚼筋、口腔周囲筋、咽頭筋、摂食・嚥下器官等の運動等の訓練・実施 ○日常的にできる口腔機能の向上のための訓練（「健口体操」等）の指導・実施 <p>⑤セルフケアプログラム、介護職員等によるプログラムの策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個々の特性を踏まえた日常的に行う居宅や施設でのプログラムの策定 ○プログラムの本人や介護職員等への指導と管理

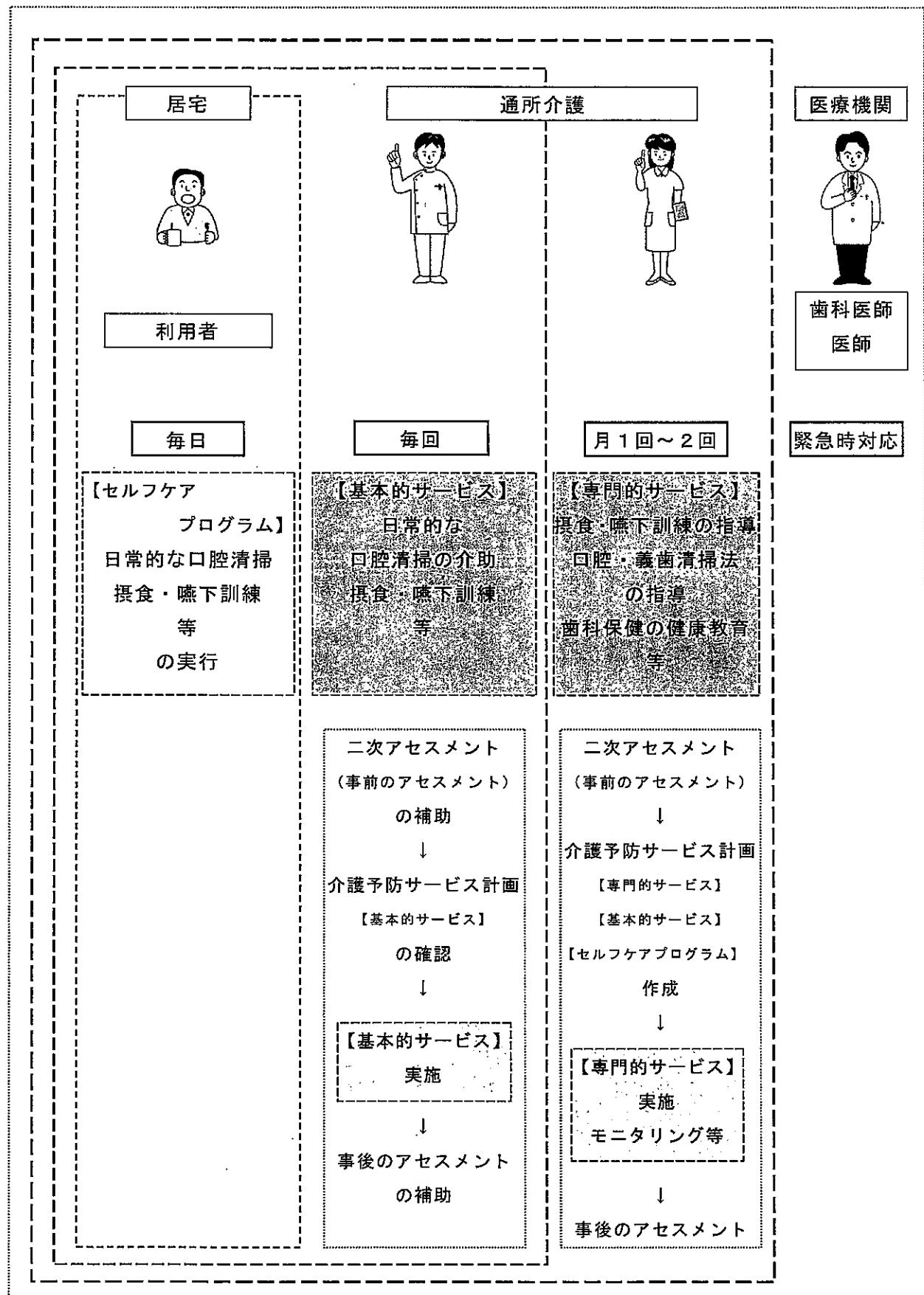


図 22 介護予防通所介護における口腔機能の向上のためのサービスの提供（概要）

〈2〉介護予防通所リハビリテーション

	基本的サービス	専門的サービス
<実施期間> <サービス内容>	<p style="text-align: center;">3ヶ月 毎回</p> <p>①口腔清掃の実施 ○口腔清掃自立支援（習慣性・巧緻性の獲得） ○単なる日常的な口腔清掃（セルフケア）の介助 ②日常的にできる口腔機能の向上のための訓練（「健口体操」等）の実施 ③セルフケアプログラム、介護職員等によるプログラムの実施</p>	<p style="text-align: center;">3ヶ月 月1~2回程度</p> <p>①口腔機能の向上の教育 ○口腔清掃の必要性について ○摂食・嚥下機能の維持、増進の重要性について ○味覚障害の予防法について ○口腔乾燥の予防法について ○気道感染予防について ○低栄養予防について ②口腔清掃の指導 ○口腔、義歯清掃法の習得 ○歯ブラシ、舌ブラシ等の使用方法について ○口腔粘膜清掃法について ○洗口剤、義歯洗浄剤、歯垢染色液、清掃器具（歯間ブラシ、電動歯ブラシ等）の使用法について ③口腔清掃の実施 ○口腔清掃自立支援（習慣性・巧緻性の獲得） ○単なる日常的な口腔清掃（セルフケア）の介助 ④摂食・嚥下機能に関する訓練（リハビリテーション）の指導・実施 ○咀嚼筋、口腔周囲筋、咽頭筋、摂食・嚥下器官等の運動等のリハビリテーションの指導・実施 ○日常的にできる口腔機能の向上のための訓練（「健口体操」等）の指導・実施 ⑤セルフケアプログラム、介護職員等によるプログラムの策定 ○個々の特性を踏まえた日常的に行う居宅や施設でのプログラムの策定 ○セルフケアプログラムの本人や介護職員等への指導と管理</p>

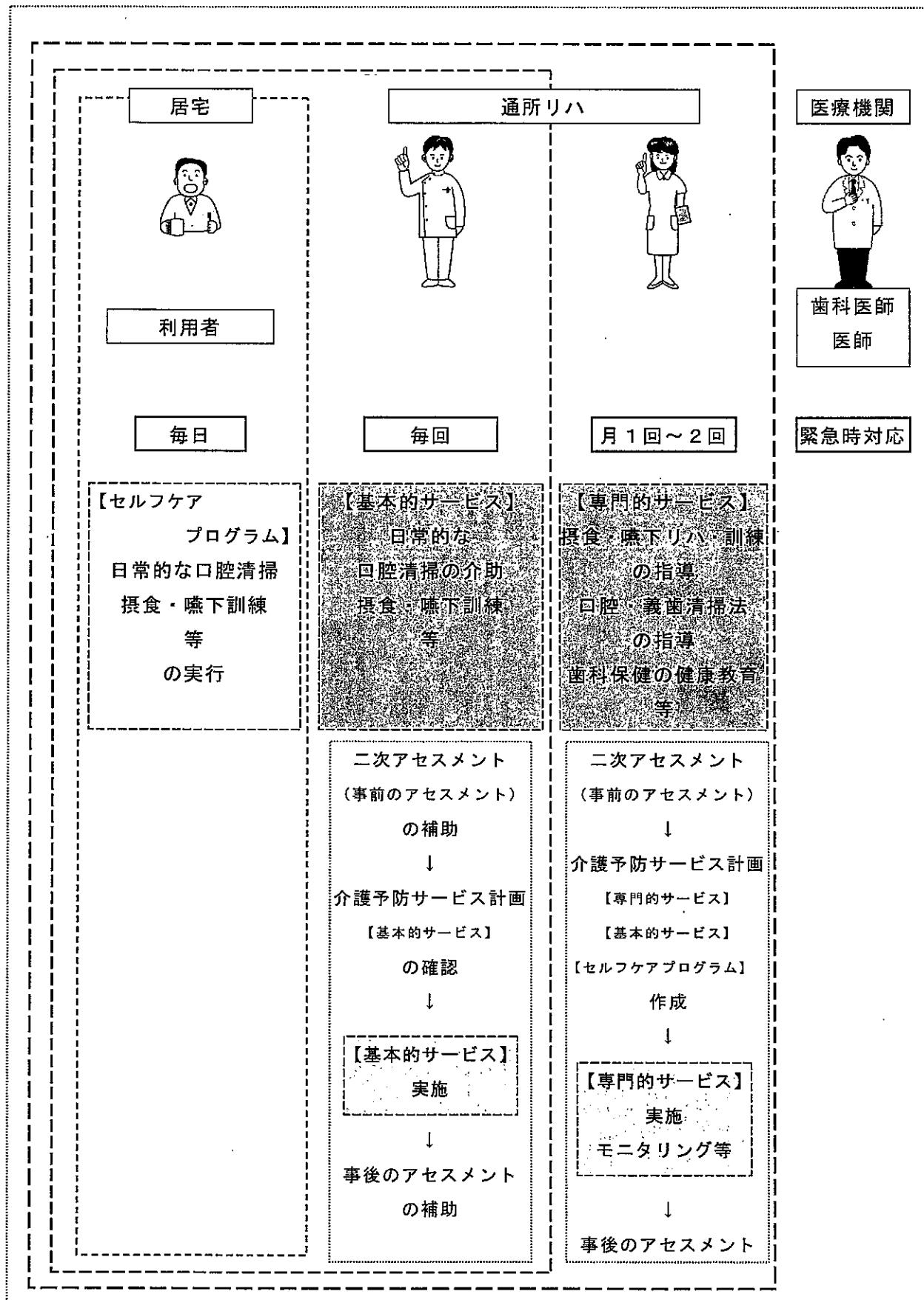


図 23 介護予防通所リハにおける口腔機能の向上のためのサービスの提供（概要）

例 介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション

サービス提供方法	居宅		通所介護		通所リハ		医療機関	
	セルフケア プログラム	毎日	専門的 サービス	毎回	月1~2回	緊急時		
第1週	火							
	水	○						
	木							
	金	○						
	日							
	月							
第2週	火	○	○	○	○			
	水	○						
	木	○						
	金	○	○	○	○			
	土	○						
	日	○						
	月	○						
第3週	火	○	○	○	○			
	水	○						
	木	○						
	金	○	○	○	○			
	土	○						
	日	○						
	月	○						
第4週	火	○	○	○	○			
	水	○						
	木	○						
	金	○	○	○	○			
	土	○						
	日	○						
	月	○						
第5週	火	○	○	○	○			
	水	○						
	木	○						
	金	○	○	○	○			
	土	○						
	日	○						
	月	○						
第6週	火	○	○	○	○			
	水	○						
	木	○						
	金	○	○	○	○			
	土	○						
	日	○						
	月	○						

第1週
(火)

第8週
(火)

第4週
(金)

第12週
(金)

サービス提供方法	居宅		通所介護		通所リハ		医療機関	
	セルフケア プログラム	毎日	基本的サービス	毎回	専門的 サービス	月1~2回		
第7週	火	○	○	○	○	○		
	水	○						
	木	○						
	金	○	○	○	○	○		
	土	○						
	日	○						
	月	○						
第8週	火	○	○	○	○	○		
	水	○						
	木	○						
	金	○	○	○	○	○		
	土	○						
	日	○						
	月	○						
第9週	火	○	○	○	○	○		
	水	○						
	木	○						
	金	○	○	○	○	○		
	土	○						
	日	○						
	月	○						
第10週	火	○	○	○	○	○		
	水	○						
	木	○						
	金	○	○	○	○	○		
	土	○						
	日	○						
	月	○						
第11週	火	○	○	○	○	○		
	水	○						
	木	○						
	金	○	○	○	○	○		
	土	○						
	日	○						
	月	○						
第12週	火	○	○	○	○	○		
	水	○						
	木	○						
	金	○	○	○	○	○		
	土	○						
	日	○						
	月	○						

				基本的サービス	専門的サービス
週	曜日	従事者 サービス内容	評価		
第1週	火	<従事者> <サービス内容>	介護職員・歯科衛生士 ①口腔清掃の実施 日常的な口腔清掃（セルフケア） の介助 ②「健口体操」	歯科衛生士 ①口腔機能の向上の教育 摂食・嚥下機能の維持、増進の 重要性等について ②口腔清掃の指導 口腔、義歯清掃法の習得 ③摂食・嚥下機能等に関する機能 訓練の指導 「健口体操」等の指導 ④セルフケアプログラムの指導 歯科衛生士による二次アセスメン ト（事前のアセスメント）を実施 する。	
第4週	金	<従事者> <サービス内容>	介護職員 ①口腔清掃の実施 日常的な口腔清掃（セルフケア） の介助 ②「健口体操」 ③介護職員によるセルフケアプロ グラムの確認		
第8週	火	<従事者> <サービス内容>	介護職員・歯科衛生士 ①口腔清掃の実施 日常的な口腔清掃（セルフケア） の介助 ②「健口体操」 ③介護職員によるセルフケアプロ グラムの確認	歯科衛生士 ①口腔機能の向上の教育 気道感染予防、低栄養予防等に について ②口腔清掃の指導 義歯清掃法の指導 義歯洗浄剤等の使用法について ③摂食・嚥下機能等に関する機能 訓練の指導 日常的にできる口腔機能の向上 のための訓練等の指導 歯科衛生士によるモニタリングを 実施する。	
第12週	金	<従事者> <サービス内容>	介護職員・歯科衛生士 ①口腔清掃の実施 日常的な口腔清掃（セルフケア） の介助 ②「健口体操」	歯科衛生士 ①口腔機能の向上の教育 味覚障害、口腔乾燥の予防法等 について ②口腔清掃の指導 口腔粘膜清掃法の指導 歯垢染色液、歯間ブラシ等の 使用法について ③摂食・嚥下機能等に関する機能 訓練の指導 日常的にできる口腔機能の向上 のための訓練等の指導 ④セルフケアプログラムの評価 歯科衛生士による二次アセスメン ト（事前のアセスメント）、事後の アセスメントを実施する。	
		<評価>			

する。

5.3.6. 事後のアセスメント

サービス実施終了時に歯科衛生士等による事後のアセスメントを行う。事後のアセスメントにおいて実施する項目は、事前のアセスメントでの内容と同様である。

この際、モニタリングの内容も含めて二次アセスメント（事前のアセスメント）との比較検討や介護予防サービス計画の妥当性の検討を行いながら、目標の達成と客観的な口腔機能の状態を評価する。

5.3.7. 地域包括支援センターへの報告

対象者の目標の達成、客観的な口腔機能の変化等について、事後のアセスメントをモニタリングの情報等を含めて検討し、対象者へのサービス提供の継続、終了等の結果を報告する。サービス提供後に他のサービスの必要性がある場合や本人の求めによる医療機関への受診勧奨が必要である場合等も併せて報告する。継続する場合は、その理由や利用者の意思等も確認し、終了する場合は、利用者の口腔機能が低下しないような要点を今後の指導や一般高齢者施策への情報として地域でセルフケアを支える体制づくりに必要な事項等を報告する。

5.4. 安全管理体制

- 1) 緊急時マニュアルの作成（緊急時を程度別に分けて役割分担や連絡方法等記載する）
- 2) 救急カートの整備
- 3) 緊急時の医師や看護師との連絡の方法
- 4) スタッフへの救急時の対応の実技講習（心肺蘇生等）
- 5) インシデント、事故等のトラブル発生時のリスクマネジメントの体制（対応マニュアル、報告の方法、管理者など、情報収集を一元化して小さな問題も拾い上げるのが重要）
- 6) 損害賠償への対応

通所や訪問で訓練や指導等を行う場合のリスク管理は非常に重要である。要支援や要介護1に認定された高齢者では、支援や介護が必要になった主な原因は脳血管障害、認知症、パーキンソン病といった脳疾患や骨折・転倒、リウマチ等の関節疾患有あるいは高齢による衰弱であり、偶発的な転倒による骨折や頭部外傷、心筋梗塞や狭心症などの虚血性心疾患、脳血管障害の発生のリスクも高いことから、一般的な心肺蘇生法や救急時の対応についてのトレーニングを訓練・指導にあたるスタッフすべてが受ける必要がある。緊急時には、施設内もしくは訪問時ともに、緊急時マニュアルの流れにそって対応を行う。緊急時マニュアルは事前に作成しておき、施設スタッフすべてが、日ごろから救急カートの整備や連絡体制など緊急時の対応の流れをしっかりと熟知しておくことが大切である。

また、高齢者は自覚症状に乏しく重症感がないままに、風邪やインフルエンザがきっかけで肺炎になったり、転倒による打撲から寝たきりになってしまったり、徐々に脱水が進

行したりしてしまう場合があるので、訓練前には体の体調について問診とバイタルサインを評価し、少しでも異常のある場合には、躊躇せず訓練・指導を中止し、医師もしくは看護師に報告する。

口腔機能の向上のためのサービスでは、実際に食塊を用いた訓練を行うことはないため、訓練にともなって誤嚥や窒息を生じる可能性は極めて少ないが、口腔清掃時に義歯や器具等をつまらせたり、嘔吐時に吐物を吸い込んで大量に誤嚥してしまい、気道閉塞（窒息）を生じる可能性はありうる。突然の呼吸苦、声がだせない、聴診で呼吸音がない・ゴロゴロ、ヒューヒューといった音がする場合には、異物による気道閉塞が疑われる所以、緊急時マニュアルの流れに従って対応を行う。

また、訓練・指導にあたって医療事故や患者・家族とのトラブル等何らかの問題が生じた場合には、その程度によらず、リスク管理マニュアルの流れに従って報告する。リスク管理マニュアルは事前に作成しておき、施設スタッフすべてが日ごろから問題発生時の対応の流れを熟知しておく必要がある。その場で処理されたからといって決して報告を怠ってはならない。

6. 地域支援事業（特定高齢者施策）における口腔機能の向上のための事業

6.1. 特定高齢者施策における口腔機能の向上の事業の目的

要介護状態の発生予防を目的に要介護状態に陥るおそれの高い者（虚弱高齢者）等を対象として口腔機能の向上の介護予防に資する事業を主として集団で実施する。

6.2. 特定高齢者施策における口腔機能の向上の内容

事業は、以下の項目から構成されている。

6.2.1. 口腔機能の向上の必要性についての教育

事業への積極的な参加を図るため、QOL や ADL の維持・改善のために口腔機能が果たす大きな役割について教育する。一生おいしく食べて、楽しく話し、よく笑うためには口腔機能を向上させる必要があることへの理解を促進する。

6.2.2. 摂食・嚥下機能訓練（咀嚼訓練、嚥下訓練、構音・発声訓練、呼吸訓練）

高齢者における無症候性を含めた脳血管障害の発症のリスク、不顎性誤嚥から肺炎にいたる病態、加齢とともになう摂食・嚥下機能の低下のメカニズム、肺炎を予防するための対策、食事・水分の摂取不足や食事時の誤嚥・窒息を予防の必要性とその対策を説明し、摂食・嚥下機能訓練を実施する。

6.2.3. 口腔清掃の自立支援（摂食・嚥下機能を支えるための口腔清掃）

口腔を清潔に維持することは、気道感染予防のための必要不可欠な条件である。口腔清掃は、細菌叢の改善のほかに、咳嗽反射や嚥下反射の向上にも有効であることが示され、インフルエンザ予防に貢献していることも認められた。これらを根拠とした口腔清掃の必要性について説明し、日常的な口腔清掃の指導を実施する。

6.3. 特定高齢者施策の流れ（図 24）

6.4. 事業提供体制

6.4.1. 事業提供場所等

地域包括支援センターにおいてケアプランが確定され、市町村、市町村より委託された事業所等により事業の提供が行われる。口腔機能の向上を目的として実施される事業の場としては、

市町村保健センター 公民館 等
が想定される。

6.4.2. 事業提供従事者

特定高齢者施策における口腔機能の向上の事業（日常的な口腔清掃（セルフケア）の介助及び摂食・嚥下機能訓練）に従事する者は、専門的知識、技術を兼ね備え、中心的役割を担う歯科衛生士、看護職員等が考えられる。